

戸 田 市 教 育 委 員 会 会 議 録		
招 集 期 日	令 和 5 年 5 月 1 7 日 ( 水 )	
場 所	戸 田 市 役 所 教 育 委 員 室	
開 会	5 月 1 7 日 午 後 4 時 0 0 分	
閉 会	5 月 1 7 日 午 後 5 時 3 0 分	
教 育 長	戸 ヶ 崎 勤	
教 育 長 ・ 委 員  出 席 状 況	戸 ヶ 崎 勤	出 席
	仙 波 憲 一	出 席
	木 村 雅 文	出 席
	長 道 修	出 席
	浜 田 美 咲	出 席
説 明 員  ( 出 席 者 )	川和田教育部長、梶山参事、横田次長兼教育政策室長、	
	金澤教育総務課長、河西学務課長、杉森教育政策室担当課長	
	増澤学校給食課長、鎌田生涯学習課長、高屋生涯学習課長	
書 記	教育総務課総務担当 今泉主幹、我妻副主幹	
傍 聴 人	0 名	

## 会議の経過及び結果

教育長

初夏の陽光を浴びて、木々の緑もその濃さを増し、校庭の様々な花々もあちらこちらで鮮やかに咲き誇っています。草木だけでなく子供たちの姿も生き生きと活気に満ち溢れている気がいたします。

突然ですが、ICT教育で教師に大切なのは「受援力」だと言われることがあります。聞き慣れない言葉ですが、周囲の人に「助けて」と言える力のことです。東日本大震災をきっかけに注目されるようになりました。今困っていることを積極的に的確に伝え、支援を受ける力を高めることが必要とされました。

子供は友達や先生に助けを求め、先生も使い方が分からなかったら、子供たちに聞いてみる。デジタルネイティブのいまの子供たちです。PCの操作は先生より詳しい子供はたくさんいると思います。先生に教えたという経験は、家でも自慢話として語るでしょうし、何物にも代えがたい自信に繋がるものと思います。

受援力は、人の力を借りる力とも言えます。すぐに思いつくのは、日本昔話の桃太郎のよう力です。桃太郎は、おじいさん、おばあさんに喜んでもらうため、また、安心して暮せる村にすることを目的として、これを胸に刻み鬼退治に向かいます。途中、「サル・イヌ・キジ」という3匹の動物に出会って旅のお供にします。そして、それぞれが「知恵や知識」「行動力」「状況を見抜く力」など、個々の長所を存分に発揮し、桃太郎一人では成し遂げられなかった鬼退治という大きな目標を達成します。

この3匹の動物は能力を見越して選んだのか、それとも偶然なのかは分かりませんが、目標達成に活用できる個々の可能性や力を見抜き、それを引き出す良好な関係を作り、適切な役割を与えて任せ組織を作る力こそ、Society5.0時代の学校マネジメント能力として欠かせない力だと思います。

	<p>世界のホンダの創業者である本田宗一郎氏は次のように述べています。「未来を知ろう、未来へ進もうということを、私はそっくり他人に教わろうとも思わず、本に書かれたものをそのまま鵜呑みにはしなかった。それらは他人の過去だということを知っていたからだ。また、自分の知らないことがあったとき、友達や知合いが、喜んで何でも教えてくれるような人に育てることの方が、自分だけの頭にわずかな知識を詰め込む人より、人生は楽しく大きく開けるのではないかと私は思う。」創業当時、サル・イヌ・キジなどの役割を存分に果たす人を配置して、急速に企業として成長していったようです。</p> <p>もう一つ、教師は子供に教えられることがたくさんある、と言われるます。私は、元・お茶の水女子大学学長の波多野完治氏の言葉を今でも肝に銘じています。『子供に「教えられる」ということは、口でいうほどやさしい作業ではないのだ。第一、教師の側に「教えられた」とわかるほどの見識がなければならぬ。第二に、教えられたことをもって、ありがたい、と感ずるだけの「謙虚さ」がなくてはならぬ。こういう二つの態度が教師の側についていない限り、子供のどんな言葉も、動作も、教師の目をひらかせてはくれないのである。』いつも心に留めておきたい言葉です。</p>
教育長	<p>それでは、ただ今から、令和5年第5回戸田市教育委員会定例会を開会いたします。初めに、前回の会議録の承認ですが、事前に会議録の内容を見ていただいておりますので、御異議がないようでしたら承認ということでよろしいでしょうか。</p>
各委員	<p>了承</p>
教育長	<p>それでは、会議録に御署名をお願いします。</p>
各委員	<p>署名</p>
教育長	<p>次に、秘密会となる案件につきましてお諮りいたします。次の案件については、個人情報及び人事案件となりますので、秘密会で行うこ</p>

	<p>ととしてよろしいかお諮りいたします。</p> <p>報告第 3 号 戸田市海外留学奨学資金等受給者選考委員会委員の 委嘱について</p> <p>議案第 1 8 号 令和 5 年度一般会計（教育委員会関係）6 月補正予算 （案）について</p>
各 委 員	異議なし
教 育 長	それでは「報告第 3 号及び議案第 1 8 号」は、秘密会とすることに決定いたしました。
教 育 長	<p>はじめに、「教育委員提案」について御報告いたします。以前の教育委員会にて委員より御質問のあった件について報告がございます。</p> <p>色覚異常等の子供に対する対応について</p> <p>生徒指導提要の改訂について</p> <p>それでは木村委員から御提案のありました「教育委員提案 色覚異常等の子供に対する対応について」事務局より説明願います。</p>
事 務 局	<p>それでは、木村委員から御提案のあった「色覚異常等の子供に対する対応について」説明いたします。</p> <p>色覚検査の実施については、平成 14 年の学校保健法施行規則の改正により、色覚の検査を必須項目から削除されました。理由として、当時の文部科学省の局長通知の中では、色覚検査において異常と判別される者でも大半は支障なく学校生活を送ることが可能であること等が示されています。大半は支障が無いとって、重度であれば配慮は当然必要であると思いますが、学校で一斉に検査することによって、その場で答えられなかったり、周囲の児童生徒にそのことを知られたりするなど、不快な思いをする児童生徒や保護者の声が上がっていたことも、学校での検査の必須項目から外した理由であると考えられます。</p> <p>これにより平成 15 年以降は、学校の健康診断で一律に行うことは</p>

せず、希望者に対して個別に実施することになっています。

しかしながら、検査の必須項目から削除されたことにより、自治体によっては色覚検査を実施しないところもあり、色覚に異常があることを大人になるまで本人や家族が自覚していない実態が出てきたことから、平成 26 年 4 月 30 日に出された局長通知では、より積極的に保護者等へ周知することとされています。

こちらは、色覚異常を有する場合の見え方の一例です。どの色が見にくくなる遺伝子の異常にもよりますが、例えば左側のように赤や緑が茶色っぽく見える型、ピンクや水色がグレーに見える型などがあります。

平成 26 年の局長通知の保護者への周知ということを受け、本市では、市内共通の保健調査票の質問項目の中に小・中学校ともに「色によって見分けにくいことがある」という設問をつくり、色覚異常への啓発としています。実際に、養護教諭に聞くと、これを作成するとき子供との会話から、少し気になって検査を希望したという例もあるとのことでした。

検査の実施については、小学校では主に 4 年生の保護者全員に対して、色覚検査実施の希望をとり、養護教諭が保健室で検査を行うなどの対応をしています。小学校では、一部の児童を除いてほとんどの児童が、検査を実施しています。中学校でも、保健便り等で家庭に周知し、検査の希望がある場合には個別に対応しています。

検査方法は、石原式色覚異常検査表を用いて、養護教諭が実施しています。学校では診断をするわけではないので、疑いがある児童生徒については、家庭に連絡をし、眼科の受診を勧めています。

色覚異常を有する児童生徒への配慮についてですが、先ほどの見え方の例でもありましたが、例えば、黒板のチョークの赤（ピンク）が白と見分けにくいと言われることから、書くときに「白と黄色」を基本とすることや、例示するとき大きさを形など色以外の情報を加え

	<p>て説明すること、色遣いや言い間違いなどを指摘しないなどの配慮の例が、日本学校保健会のHPの資料等に示されており、本市においてもユニバーサルデザインの観点から、各学校において対応しているところではあります。</p> <p>眼科関係の児童生徒への配慮の一環として、次のスライドは、拡大教科書についてです。</p> <p>「拡大教科書」とは、弱視児童生徒のために検定済教科書の文字や図形を拡大等して複製し、図書として発行しているものです。</p> <p>拡大教科書の主な規格については、本文の文字の大きさは、22ポイント程度まぶしさを軽減する必要がある弱視児童生徒に配慮して、紙面反射率の低い（白色よりも少し明度をおとした）用紙を使用する。背景の色にまぎれて文字が見えにくい場合は、背景の色を削除する。まぎらわしいグラデーションは削除し、均一の色にする。等があります。</p> <p>こちらは、光村図書が発行している3年生の国語の拡大教科書の一例です。</p> <p>給付については、使用する本人の状況及び保護者の申請により、教育委員会が許可した者について、検定教科書に代えて支給されます。戸田市内で、近年配付している数は以下のとおり（R5は1名）です。</p> <p>学校では、日頃から個々の状況や成長に合わせて様々な配慮を行っているところですが、今回、木村委員から御提案いただいたことで、よりよい学びのために学校での健康状況の把握と保護者との共有、学校でできる配慮の検討等の重要性を、事務局としましても改めて認識することができました。ありがとうございました。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>何か御質問等がありましたら伺います。</p>
<p>委 員</p>	<p>昔、私も先ほど話に出ているような検査を受けている時「あ、見え</p>

	<p>ないんだ」と同級生に見られて「これ何色だ」と、言われたことがあり、気にはなっていました。しかし確認することも大事なので、おっちゃんしているような形で進めていただければ結構かと思います。</p>
教 育 長	<p>色覚異常は目の病気でなっている子もいますか？</p>
事 務 局	<p>そうですね、後天的なものもありますがほとんどが先天的な遺伝子の異常のようです。</p>
教 育 長	<p>先天的が圧倒的に多いとは思いますが、医者にかかることを推奨しないといけないと思います。</p> <p>かつては、色覚異常には様々な職業の制限などがあり、各種書類にも色覚異常の欄がありました。今では、その制限もほとんどなくなっているようです。親の気持ちとしては、色覚異常と聞いただけで人生が狭められるように感じてしまうこともありますが、今は一部の職業以外に支障はなく、高校の入学にも別段制限はありません。色覚異常の子供たちが安心してもらえるような対応が重要です。</p>
教 育 長	<p>こうやって提案された資料は校長にも共有した方がいいと思います。6ページにもありますが、赤いチョークを使っている教師はまだ多くいます。あれだけ「赤は見えないのだ」と言っているのにも関わらずです。元々ユニバーサルデザインの視点から赤は使うべきではないと言われているので、改めて周知徹底をした方がいいと思います。色々な色を使うのがいいことだと誤解している教師がいる可能性もあります。この資料は学校にも周知してください。</p> <p>他に何かありますか。</p>
委 員	<p>私も実は色弱ですから、小学校からずっと悩まされてきました。医学部や理学部など、自然系は全部受験資格がありませんでした。そのため、世の中変わったと思いました。ただ、お話聞いていてふと思ったのが、私もかなり赤いチョークを使ったことがありました。そういう教養は全く受けていなかったので、今の先生方にも周知する</p>

	ことは大事なことだと思います。
教 育 長	赤いチョークの使用を控えるようにと言われ始めたのは、どのくらい前からでしたか。
事 務 局	そうですね、私が初任で 20 年前にはすでに赤はなるべく使わないようにと言われていました。
事 務 局	言われていましたが、小学校の特に低学年の場合は、子供と同じ色を使わないと、というものがあります。黄色で書くと本当に黄色でノートに書いてしまうため、逆に白地に黄色で書くことでわからなくなってしまったりなど、難しいところではあります。ただ基本は先ほどおっしゃっていただいたようなことです。
教 育 長	そういうことも含めて、改めて学校に周知してください。そういう視点で学校訪問した際も見えていただいて、赤いチョーク使っている教師がいたら、わかっていないという一つのサインにもなると思います。
委 員	赤いチョークを置かなければいいのではないのでしょうか。
教 育 長	確かにそうですね。 他にありますか。
委 員	特になし。
教 育 長	では、以上で教育委員提案 は終了いたします。 つづきまして、長道委員から御提案のありました「教育委員提案 生徒指導提要の改訂について」事務局より説明願います。
事 務 局	長道委員から御提案の「生徒指導提要の改訂について」御説明いたします。  12 ページを御覧ください。生徒指導提要の第 1 版は、平成 22 年に作成されました。それから 10 年以上が経過し、昨年度初めて改訂

されました。背景としては平成25年度のいじめ防止対策推進法により、いじめの対応について明確な対応が求められるようになったことや、平成28年度にいわゆる教育の機会確保法が成立したことにより、不登校の対応について児童生徒の多様な学びの機会を確保するように制定されたことなど、第1版の平成22年からは生徒指導を巡る状況が大きく変化していることが挙げられます。

13ページ、改定の基本的な方向性は、課題解決的な指導だけではなく成長を促す指導等の「積極的な生徒指導の充実」、社会環境の変化に応じた必要な対応について反映、児童生徒の支援、チーム学校等、働き方改革や多様な背景を持つ児童生徒への生徒指導等について反映させていることです。

14ページは生徒指導提要の柱、目次となります。虐待や不登校、LGBTなど性に関する課題や多様な背景を持つ児童生徒への生徒指導などが特徴として見られます。

15ページをお開きください。コンセプトとして「させる生徒指導」ではなく「支える生徒指導」へ転換しています。全ての児童生徒を対象に行う、発達支持的生徒指導が大切であり、リアクティブな事後対応型の生徒指導から、プロアクティブ、積極的な先手型の生徒指導を重視しています。つまり、16ページにあるように全ての学校教育活動が生徒指導とつながっており、全児童生徒に対し、全教育活動において生徒指導の視点を取り入れるものとしています。

また、17ページにあるように、多様な背景や性についても言及されていることから、人権尊重の精神と生徒指導は密接な関係があります。教職員が一人一人を大切にした支持的な関わりをすることにより、いじめ防止につながるという相乗効果も期待されています。

他方、18ページでは、児童生徒一人一人に最適な指導援助が行えるように、分野の垣根を越えた支援体制をつくることや、様々な立場や職種の専門家がチームを組み、アセスメントに基づいて役割分担

	<p>を行い、指導や援助の幅や可能性を広げることについて、まとめています。以前は教師たるもの5者であれ、とよく言われましたが、現在では専門性の高い職員の力を合わせて児童の支援にあたることも重視しています。現代の教員には総合診療医のような、専門家をつなぎ、専門家につなぐような力が求められるようになってきていると思います。</p> <p>19ページは本市の指導の重点・主な施策です。本市としても、生徒指導提要改定の趣旨を捉え、発達支持的生徒指導や、「多様性に配慮し、均質化や同調圧力に偏らない」学校づくり、「どうせ自分なんて」と思わない自己信頼感を育むこと、「弱みを見せても大丈夫」と適切な援助希求を促すことなど、安全で安心な学校・学級づくりも大切なポイントとしています。</p> <p>20ページも同じく指導の重点からですが、アセスメントのためのケース会議の開催、きめ細かい支援のためのチーム支援計画の作成、実践とその点検・評価といったことについて、各学校で実践していけるように周知・啓発しているところです。</p> <p>教育政策室からは以上となります。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>以上で説明が終わりました。何か御質問等がありましたら伺います。</p>
<p>委 員</p>	<p>平成22年のときに出たものはいまだに手元に持っています。やはり何回も見てこういう形になるのだなと思いながらも困ったときに見ていました。今回10年以上経過してやっと新しいものが出たということで、ホームページでダウンロードしました。どうしても引っかかるのが、プロアクティブではなくリアクティブな困難課題対応的な生徒指導です。個別の課題を抱えている児童生徒をいかに学校として把握していくかはデータでもしていこうとしていますが、やはり早く把握していく必要があると思います。そのため、家庭の状況や本人の性格、あるいは発達段階など、色々な部分がある程度わかる表があれば一番いいと思います。昔は生徒指導委員会や相談部会などでこうい</p>

	<p>う子がうちの学校にいるということを校長自身がかなり細かく点検していました。こんな子供がいるのであれば、こういう対応をする、あるいはこういう相談機関に行くなど、よく把握したうえで、本当に一人一人をよく見ていたつもりです。しかし、プロアクティブな対応といっても、普段から接していく中でいかに早く見つけていかに早く対処していくかという前提的なものが、学校としてスムーズにいくか不安です。だから色々なものが後になって出てくるというか、だからいじめや暴力行為というのが必ずまだ無くならないとは思っています。やはり本人の反省だけで再発防止というのは無いと思っています。やはり他人への影響力とか、自分の生き方を見つめるとか、自分の悩みをどういうふうに変化させていくのかとか、将来、未来の、自分の将来どうすんだとか、色々なことを取り入れながらその子を指導して、軌道修正させるなり考えさせるなり、何らかのアクションをずっと起こしていくというプロアクティブ的な考えをどの先生も持って本当に取り組めるのかなということが僕は凄く不安です。ただし、それをしないと色々なものが後になってから大きな問題をひき起こすことになってしまうので。だからこそ、基本的なことを教員同士が共有し、校長のリーダーシップで校内の生徒指導推進体制を整えるのが望ましいと思います。担任や学年主任など、どこかで止まってしまい学校全体で話題になっていないといった穴はよくあると思います。その穴を塞ぐうえでも、この提要に書かれている内容をどの職員も丁寧に見て、方法を学んでいただきたいと思います。子供は必ずサインを出しています。そのサインにいち早く気付き、反応できる教師、できない教師がいることも踏まえて、生徒指導体制を推進していくうえでも、この提要はとても大事です。これをいかに学校現場で活用してもらえるようにしていくかが、教育委員会にとって大きな課題だと思うのでよろしくお願ひしたいと思っています。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>本当に大事な御意見だと思いますが、事務局から何かありますか。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>おっしゃる通り、学校現場で使えるように事務局の方で一丸となっ</p>

	<p>て指導、支援していきたいと思っております。お話の中で子供のサインであったり、気付いたりというリアクティブという部分に触れて頂きました。プロアクティブの部分を大切にしつつリアクティブの対応もしっかりしていく必要があります。リアクティブの部分としましては、子供の変化、状況に早く気付くというところで、生徒指導の面からだけではなく、教育相談の部分でも、あるいは発達支援という意味で就学相談の方も含めて総合的にケース会議を行っていき、子供の様子をしっかり読み取っていくことが大切だと思っております。教育長もケース会議の重要性については日頃からお話しいただいているところですので、我々としてもそういったところをしっかりと確立させて、子供の変化に早く気がついて対応できるように学校を支援していきたいと考えております。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>委員の御発言は、生徒指導困難校を経験されたことに基づいた御意見だと思います。子供を主語にするという言葉は大切であり、響きはすごくいいですが、指導するべきことが放置されてしまってはいけません。プロアクティブももちろん大切ですが、リアクティブなものでも、時には必要だと思います。理想的にはリアクティブからプロアクティブはもちろん大切ですが、その意味を、本当にわかっていないと、若手の教師などは、生徒ができるようになるまで待ちましょうとって後手後手に傷口が広がってしまうようなことも考えられます。前の生徒指導提要の更に前、生徒指導の手引きのときに、「積極的な生徒指導」という言葉が出たときに、学校現場は混乱しました。それはなぜかということ、積極的という言葉が強制的などと解釈されたことがありました。この正しい理解が浸透するまでに何年もかかった経験があります。また、15ページの、2軸3類4層というところの理解も心配です。改めて研修会を、各学校でやってもらうのがいいと思います。定例の教育委員会で話題になり、ここはしっかりと先生方に理解してもらわないと困ると、委員の方から御指摘があったのでということでもいいと思います。</p>

委 員	本当にいいことが書いてあり、確かにその通りではありますが、逆に心配事もあると思いました。
教 育 長	他にもありますか。
委 員	今のお話をお伺いしていればしているほどわからなくなっていました。元々、生徒指導って何なのですか。定義を言ってくれますか。というのも、あるとそれに向ってやっっていこうということになりますよね。今お話を伺っていると、まさにそういう手立ての話だと思います。ですから、本来の目的は、何のためにやっているの？ということですよ。
事 務 局	「生徒指導とは、児童生徒が社会の中で自分らしく生きることができる存在へと自発的に、主体的に成長や発達する過程を支える教育活動のことである」
委 員	それはいつ規定されたのですか。
教 育 長	これは今回のもの。ただそのものはかつての「生徒指導の手引き」にも書いてあります。微妙に言葉や文言が違う可能性はありますが、そんなに大きくは違ってはいないと思います。
委 員	それを1番最初に出して欲しかったです。これがあると、先生方がチームを組んでやろうよだとか色々なことをみんなで協力してやろうなどという手立てが、先生方の役割があたかも総合診療医みたいな役割だよ、という話も出たので、納得しました。  何のために生徒指導をしているのかなという、お話を聞いている中で多様な分野にわたっていますが、結局子供達が自律的に社会的に生活できる、そのために、どうしたらいいかということ指導する、という理解でよろしいですね。
教 育 長	昔の生活指導という言葉は、悪いことをしたときに指導するというイメージがあります。特別に困っている子供に、生活の指導をしてあ

	<p>げるといったイメージもあります。そうではなく、すべての子供に委員がおっしゃる通り具体的な関わりの、いわゆる教育活動の一環なのだという事をおさえておく必要があると思います。</p>
委員	<p>それを聞いてとてもよくわかりました。ありがとうございました。</p>
教育長	<p>それでは以上を持ちまして教育委員提案を終了いたします。  続きまして、「報告事項」について申し上げます。本日は「その他」を含めまして5件の報告がございます。</p> <p>令和5年度研究指定等委嘱校学校研究主題一覧について  令和5年度における教科書展示会の開催について  令和5年度市民企画講座の企画募集について  埼玉県立戸田翔陽高等学校と戸田市立郷土博物館の連携事業  写真部作品展の開催について  その他</p> <p>資料 No. 2 に基づいて、秘密会以外の詳細につきまして、各所属長より報告いたします。なお、御質問につきましては、すべての報告が終了したのちに伺います。</p>
事務局	<p>報告事項 令和5年度研究指定等委嘱校学校研究主題一覧について報告させていただきます。</p> <p>1 ページは小学校、2 ページが中学校となっております。今年度、戸一小、戸二小、美谷本小、戸田南小、美女木小、美笹中、喜沢中の計7校に新たな研究内容で委嘱を行いました。本市では、全小・中学校が自主的に研究指定校となり、校内における研修を進めております。本市が推進しているカリキュラム・マネジメントの観点から教科等横断的な学びや、プロジェクト型学習であるPBLの他、学級経営やコミュニケーション能力の育成に視点を当てた研究が増えてまいりました。</p> <p>なお、今年度の研究発表につきましては、1 / 2 5 の笹目東小学校と1 / 2 3 の新曽中学校区4校の研究発表会を予定しております。</p>

	<p>教育委員の皆様には、改めて詳細な御案内をいたします。</p>
事務局	<p>報告事項 令和5年度における教科書展示会の開催について報告させていただきます。</p> <p>つづいて、「令和5年度における教科書展示会の開催について」についてでございます。</p> <p>3ページを御覧ください。御覧のように、県内各所で行われておりますが、本市は第4採択地区、戸田市立教育センターで、6月14日水曜日から6月27日火曜日までの14日間開催いたします。なお、黒丸がついている6月15日の次回の定例教育委員会後と、7月20日の定例会後にも教育委員の皆様も教科書研究ができるよう、準備をしております。</p> <p>以上でございます。</p>
事務局	<p>報告事項 令和5年度市民企画講座の企画募集について報告させていただきます。</p> <p>市民企画講座は、学びたいなと思う気持ち、講師となって教えたいなという想いをカタチにというコンセプトで、公募により市民から応募のあった企画を市民大学講座として実施するものです。提出された企画を評価し、上位2つの企画を実施します。</p> <p>評価基準としては、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市民大学の趣旨（学ぶ楽しみと活動する喜びの提供）に沿った魅力ある内容か（新規準）</li> <li>受講者の満足度や効果・成果が期待できるか。</li> <li>講座参加者を見込むことができるか</li> <li>営利性がなく、公共性があるか</li> <li>実現可能な企画であるか</li> <li>地域性が反映されているか（新規準）</li> </ul> <p>以上6つの項目で企画書の評価し選定いたします。</p> <p>選ばれた2講座については、今年度の秋から冬にかけての開催を</p>

	<p>予定しております。</p> <p>昨年度は、産後ケアと乳がんについて学び、体験する講座を実施し、講師についても地域で活躍されている方の御協力を得て実現いたしました。企画者のかたも受講者の方も大変満足され、学んだことを意識しながら生活していきますといった声をいただき、企画から開催まで伴奏した職員にとっても有意義なものとなりました。</p> <p>今年度も生涯学習の担い手になる方が増えるよう、市民企画講座の周知を含め、積極的に取り組んでまいります。</p>
事務局	<p>報告事項 埼玉県立戸田翔陽高等学校と戸田市立郷土博物館の連携事業 写真部作品展の開催について報告させていただきます。</p> <p>資料5ページでございます。</p> <p>今回、戸田翔陽高等学校写真部と郷土博物館の連携事業として、初めて写真展を開催するものでございます。</p> <p>場所は、戸田市立郷土博物館3階 特別展示室、</p> <p>期間は、6月13日(火)から7月9日(日)までの25日間です。</p> <p>内容は、郷土博物館近隣の県立戸田翔陽高等学校には写真部があり、全国高等学校写真選手権大会(写真甲子園)をはじめ、各写真展において実績を上げています。</p> <p>これまでの写真展や全国大会などに出展した作品を中心に展示します。</p> <p>現在、郷土博物館が新たに取組を進めている、来館者がアート作品に身近に触れられる機会を提供する「アートミュージアム」機能の展開を図るものでございます。</p>
教育長	次に その他ですが、事務局より何かございますか。
事務局	特になし。
教育長	以上で、「報告事項」が終わりました。何か御質問等がありましたら伺います。まず資料の一番について、学校研究主題一覧についてはいかがでしょうか。

委 員	一点、聞いていいですか。
教 育 長	はい、どうぞ。
委 員	新曽地区が合同で発表という形ですが、どのような形で発表するのですか。
事 務 局	まだ準備段階ですが、中学校区、芦原小と、新曽北小と、新曽小が同日にそれぞれ学校を使ってリアルとオンラインを活用して発表する動向であることは聞いております。
委 員	それぞれの学校で発表ですか。
事 務 局	今のところそのように聞いております。ただ、オンラインをうまく活用したりするところもあるかと思いますので、今後詰めていきたいと思っています。
教 育 長	新曽地区でやるとしたら、新曽小とか新曽北とか今までと同じように合同で同じ日にやるのだけれども、それぞれの学校の教育委員さんが足を運んで、4校回らなくてはいけないのですか。
事 務 局	そうなれば、こちらでコーディネートさせていただいて、御案内するような形で考えます。
教 育 長	詳細は決まっていないのですが。日程だけは早めに押さえておいていただくということで御理解いただければと思います。  他にはいかがでしょうか。
委 員	一つわからないのですが、研究一覧で、国立教育政策研究所とか、文部科学省とか、教育委員会もありますけれども、これはどこが委嘱している形ですか。
事 務 局	上段については、戸田市が委嘱をしているもので、下の方は国が委嘱しているのと、3番については、合同研修ということでしたので、別途明記させていただいている形になります。

委 員	そうすると、経費はどう出るのですか。
事務局	1番の実証、研究協力事業については、とくに費用がかかるようなものではなくて、調査協力をするというものになります。それから2番については、こちらは後ほど補正予算のところの説明させていただくのですが、完全に補助される形なので、その費用を使って事業を進めていくというような形になります。
委 員	ちょっと変な言い方をするけど、いい研究したらお金出し、その学校に支援するというところで競わせるのもいいのではないのでしょうか。
教育長	いや、基本的にお金が出るのですよね。
委 員	そうなのですか。
教育長	基本的にはお金はでます。例えば2番は、まさに今免許更新制が廃止されて、新たな教員研修のあり方に注目が集まっておりますが、国としても、一つのモデルを作ろうということで、こういうプランで実施したいということを積極的に国に申請しています。
委 員	自分の学校は、これだけ外部資金を導入してますよ、一生懸命研究教育をやっていますよというアピールになりますよね。頑張っ研究をやってもらえるならば、それに当然コストがかかると思うので、それによって市が少し支援してあげれば、より一層元気になるのではないのかなという気がします。
教育長	市も支援をやっていますよね。
事務局	市の研究職の方でも、支援はしています。研究職にかかる補助金ということで出しております。
教育長	学校独自にがんばってというよりも、ちゃんと市は市で援助はして、特にこの下段の方は、それぞれのところから援助してもらっているという構造です。
委 員	なるほど。ありがとうございます。

<p>教育長</p>	<p>他にはいかがでしょうか。よろしいですか。</p> <p>では続きまして、報告事項の の教科書展示会の関係についてはいかがでしょうか。初めての委員もいますのでなにか補足ありますか。</p>
<p>事務局</p>	<p>教育委員さんには2回、勉強会の時間を取らせていただくということが今伝えられましたので、こちらで今日教科書を持って来て見ていただけるような場を作ろうと思っています。</p>
<p>教育長</p>	<p>教育委員の大事な役割として、市内の学校で使う教科書の、それぞれどういう特色があるのかななどを、調査していただくこととなります。単なる色合いや装丁のことだけではなくて、内容的なことについても御意見をいただきたいと存じます。各教科の担当の指導主事からも説明しますので、積極的に意見を言っていただくよう、お願いいたします。</p>
<p>教育長</p>	<p>ではよろしいですか。それでは報告事項の 番についてはいかがでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>まだ募集をかけたばかりですが、昨年度と変えたところは、市民の方が企画書を記入しやすいように記入例を付けました。昨年までは記入例がなかったので、企画書の内容にバラツキがありました。やはりバラツキがあると評価にも影響してきますので、その辺は改善しましたので、たくさんの御応募があることを期待しております。</p>
<p>教育長</p>	<p>今年は大いたいのくらいあると想定していますか。</p>
<p>事務局</p>	<p>昨年度は、人材の森にもお声かけして18講座の応募がありましたが、例年は2、3講座が平均となっております。たくさんお声かけをして、楽しい企画が集まるといいと思います。</p>
<p>教育長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>よろしいですか。では 番の作品展の開催についてということで、これはいかがでしょうか。</p>

	これはまだだからわからないでしょうが、たくさん来そうな雰囲気なのですか。
事務局	急遽日程も決まった経緯がございます。広報6月1日号には間に合いましたが、周知の期間が短いこともありますが、広報とも連携して、広く周知したいと考えております。
教育長	市内の学校の子供たちの中にも写真好きな子もたくさんいると思います。市内の学校の中には周知されているのですか。
事務局	特段、特化して周知はしていないのですけれども、今回をきっかけにいろいろ展開できたらと考えております。
教育長	中学生でも、自分でカメラを持っていて風景を撮ったりする子もいるので、そういう子にとって、刺激になると思います。SNSも含めあらゆる手段を使って、できるだけ多くに周知してください。せっかくなのでたくさん来てもらいたいのですね。  では、よろしいでしょうか。
委員	特になし。
教育長	それでは次に、次第の6その他の「次回の教育委員会の日程(案)」について、事務局より説明願います。
事務局	次回、教育委員会定例会の日程ですが、6月15日(木)午前9時30分からの開催について、お伺いいたします。
教育長	次回の教育委員会定例会の日程は、事務局(案)のとおりでよろしいでしょうか。
各委員	了承
教育長	それでは、次回の教育委員会定例会の日程は、事務局(案)のとおり決定いたします。次にその他ですが、事務局から何かございますか。
事務局	特になし。



	以上のとおり会議の経過及び結果を記し、相違ないことを証するため署名する。
	令和5年6月15日
	教 育 長
	教育長職務代理者
	委 員
	委 員
	委 員
	書 記